

## 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長を求める意見書

沖縄県内離島における石油製品については、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置等の関連において地方税法第 261 条の規定により、法定外普通税として沖縄県石油価格調整税が許可され、同調整税を実質的な財源として県内離島石油製品輸送等補助制度が設けられ、これまで沖縄本島並みの価格が維持され、県内離島の産業振興及び住民生活の安定向上に大きく寄与しているところである。

しかしながら、その必要性に鑑み、これまで幾多の延長を経て継続されてきた復帰特別措置による揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置は、平成 27 年 5 月 14 日をもって失効し、これに関連して許可された沖縄県石油価格調整税についても、平成 27 年 3 月 31 日に効力を失うことが予定されている。

これらの特別措置が廃止された場合、離島住民は、揮発油税の上昇と石油製品輸送費用の転嫁の二重の負担を強いられることとなり、経済基盤が脆弱な離島の産業振興や住民生活の安定向上に多大な影響を及ぼすことになる。

よって、当市議会は、離島住民の経済活動の安定と生活基盤の確立のため、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置が延長されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 12 日

石 垣 市 議 会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣